

富津産業廃棄物最終処分場 放流水水質検査結果（令和 8年 2月分・令和 8年 3月分）

採取場所：水質監視槽出口

		検査項目、分析項目		単 位	検査結果		排水基準※1
					2月分	3月分	
採 取 年 月 日		(令和.年.月)		08.02.03	08.03.02		
検 査 結 果 確 定 日		(令和.年.月)		08.03.03	08.03.26		
水 質 検 査 結 果	有 害 物 質	1	カドミウム及びその化合物	(mg/L)	< 0.001	< 0.001	0.01以下
		2	シアン化合物	(mg/L)	< 0.1	< 0.1	検出されないこと
		3	有機燐化合物	(mg/L)	< 0.1	< 0.1	検出されないこと
		4	鉛及びその化合物	(mg/L)	< 0.01	< 0.01	0.1以下
		5	六価クロム化合物	(mg/L)	< 0.005	< 0.005	0.05以下
		6	砒素及びその化合物	(mg/L)	< 0.005	< 0.005	0.05以下
		7	総水銀 ※2	(mg/L)	< 0.0003	< 0.0003	0.0005以下
		8	アルキル水銀	(mg/L)	< 0.0003	< 0.0003	検出されないこと
		9	PCB	(mg/L)	< 0.0005	< 0.0005	検出されないこと
		10	トリクロロエチレン	(mg/L)	< 0.01	< 0.01	0.1以下
		11	テトラクロロエチレン	(mg/L)	< 0.01	< 0.01	0.1以下
		12	ジクロロメタン	(mg/L)	< 0.02	< 0.02	0.2以下
	13	四塩化炭素	(mg/L)	< 0.002	< 0.002	0.02以下	
	14	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	< 0.004	< 0.004	0.04以下	
	15	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	< 0.1	< 0.1	1以下	
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	< 0.04	< 0.04	0.4以下	
	17	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	< 0.3	< 0.3	3以下	
	18	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	< 0.006	< 0.006	0.06以下	
	19	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	< 0.002	< 0.002	0.02以下	
	20	チウラム	(mg/L)	< 0.006	< 0.006	0.06以下	
	21	シマジン	(mg/L)	< 0.003	< 0.003	0.03以下	
	22	チオベンカルブ	(mg/L)	< 0.02	< 0.02	0.2以下	
	23	ベンゼン	(mg/L)	< 0.01	< 0.01	0.1以下	
	24	セレン及びその化合物	(mg/L)	< 0.01	< 0.01	0.1以下	
	25	ほう素及びその化合物	(mg/L)	3.4	3.6	230以下	
	26	ふっ素及びその化合物	(mg/L)	2.8	2.4	15以下	
	27	アンモニア等化合物 ※3	(mg/L)	4.6	4.8	100以下	
	28	1,4-ジオキサン	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	0.5以下	
—	ダイオキシン類 ※4	(pg-TEQ/L)	0.0041		10以下 ※5		
有 害 物 質 以 外	1	水素イオン濃度指数	(—)	7.2	7.4	5.0~9.0	
	2	生物化学的酸素要求量	(mg/L)	< 1	1	10以下 ※6	
	3	化学的酸素要求量	(mg/L)	5.2	5.8	10以下	
	4	浮遊物質	(mg/L)	< 2	< 2	20以下	
	5	鉱油類含有量	(mg/L)	< 2	< 2	2以下	
	6	動植物油脂類含有量	(mg/L)	< 2	< 2	2以下	
	7	フェノール類含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	0.5以下	
	8	銅含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	1以下	
	9	亜鉛含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	1以下	
	10	溶解性鉄含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	1以下	
	11	溶解性マンガン含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	1以下	
	12	クロム含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	0.5以下	
	13	大腸菌数	(CFU/mL)	< 80	< 80	800以下	
	14	窒素含有量	(mg/L)	5.6	5.9	60以下	
	15	燐含有量	(mg/L)	0.04	0.04	8以下	

※1 「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」における放流水の排水基準です。

※2 「水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物」の略です。

※3 「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」の略です。

※4 検査試料採取日「令和 8年 1月 5日」、検査結果確定日「令和 8年 1月27日」のものです。

※5 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平12 総・厚3)「維持管理の基準」に定める排水基準値です。

※6 当処分場は、海域放流のためBODの基準について適用外です。